

建築構造基準委員会 設置要領

(目的)

第1条 建築基準法等に基づく建築物等の構造基準に関する技術基準原案について検討を行うため、建築構造基準委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び委員)

第2条 委員及び協力委員（以下「委員等」という。）は、建築分野の外部専門家その他の外部有識者のうちから、国土技術政策総合研究所長が委嘱する。

2 委員等の委嘱期間は2年以内とする。但し、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を専門委員として出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(運営)

第4条 委員会の招集は、建築研究部長が行う。

2 委員会の庶務は、建築研究部が行う。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この要領は、平成23年4月12日から施行する。